

「ねんきんネット(年金額試算・未確認記録検索システム)のアプリケーションプログラム及びソフトウェア製品保守業務(令和9年1月～令和11年1月)」の調達仕様書(案)に係る意見招請に対する回答

令和8年5月

日本年金機構

基幹システム開発部 お客様システム開発グループ

項番	仕様書の該当箇所			区分※	意見等内容	回答
	資料	頁	章番号等			
1	調達仕様書	P4	表2.1-1	要望	項番1と項番2の内容が重複しておりますため、1つの項番を削除いただけますでしょうか。	左記について、修正します。
2	調達仕様書	P18	表5.3.1-1	提案	本システムの障害対応にあたっては、システムで出力される将来の年金受給額を確認する必要があります。上記作業について、本システムだけではなく過去分の納付状況を確認するメインフレーム機能に関する深い知見が人員に対する必須の要件となると認識しております。そのため、調達仕様書の「5.3.1 要員構成・必要な技能」の総括管理責任者、点検管理者の要求仕様へ以下のような文言を追加し上記知見を担保させる必要があると考えます。 「年金制度及び年金業務に関するシステム開発に従事した経験を有していること。」	左記について、本業務の履行に当たり「年金制度及び年金業務に関するシステム開発に従事した経験を有していること。」は必須の要件としておりません。
3	別添1 要件定義書	P28	4.10.4(12)①	要望	情報セキュリティ対策要件(12)アプリケーションプログラム及びソフトウェアのセキュリティ対策要件①「証跡情報として、日時、アカウント、IPアドレス、処理内容等の記録を検査すること。」とありますが、額試算・未確認記録検索システムでは「アカウント、IPアドレス」を証跡として記録することが出来ません。また、上記情報に関しましてはフロントシステムにて記録している認識ですので、額試算・未確認記録検索システムの保守要件においては対象外とさせていただきたく存じます。	左記について、修正します。
4	別添1 要件定義書	P39	4.15	提案	「4.15 教育に関する事項」本事項の教育対象者はどなたを想定しているかご教示いただけますでしょうか。また、本項目に別途貴機構職員様向けの研修資料作成や教育(人員交代時の教育)の要件を追加することを提案いたします。上記にしたがって、要件定義別紙9「対応実績及び予定作業量」に研修対応の項目を追記いただけないでしょうか。	左記について、教育対象者は機構職員を想定しています。また、本案件では新規機能の構築等、システム仕様の改変を含む役務は想定していないため、機構職員向けの教育は必要ありません。
5	別添1 要件定義書	P43	4.17.1(1)②	質問	②是正保守 ②是正保守の記載に「接続先システム」とありますが、こちらはねんきんネットのフロントシステムを指していると考えてよろしいでしょうか。額試算・未確認記録検索システムはねんきんネットフロントシステム以外と接続していないものと存じます。	左記について、ご認識のとおりです。調達仕様書 表5.1.2の項番10～18のシステムを「関連システム開発/保守事業者」に修正します。
6	別添1 要件定義書	P44	4.17.1(2)	要望	(2)保守時間 平日の保守時間が「8時30分～20時」となっておりますが、アプリケーションプログラム保守業務実施計画書の別紙2_サービスレベル一覧では「8:30～18:00」としております。アプリケーションプログラム保守業務実施計画書に記載の保守時間を正としてよろしいでしょうか。	要件定義書 4.17.1(2)の記載が正であるため、要件定義書 別紙2について、修正します。
7	別添1 要件定義書	P49	4.17.5	質問	現行システムの仕様や稼働状況の詳細を把握しているAP保守業者に対しては、「年金給付業務に関するサーバー系システムのシステム改修に係る要件化支援作業」の受託者(以下、要件化支援業者)から仕様確認やデータ確認の対応依頼が発生すると想定しています。要件化支援業者からの仕様照会や調査協力に係る「連携作業」を影響調査の仕様として記載いただけないでしょうか。	左記の内容も含めて影響調査を行うものであり、現状の記載内容で問題ないと考えています。
8	別添1 要件定義書	P49	4.17.6(2)	要望	4.3 保守実績の評価と改善 (2)各種報告 「要員分析」と記載がございますが、要因分析の誤字と考えられるため、ご確認の程よろしく申し上げます。	左記について、修正します。
9	別添1 要件定義書	P49	4.17.5	提案	影響調査について、以下の作業が発生すると認識しておりますが相違ないでしょうか。 相違なければ以下の要件を記載いただけますでしょうか。 ・影響調査では、他システム間との業務・接続仕様の理解、年金法の内容や過去仕様の把握をしたうえで回答を行う。	左記について、新規機能の構築に係る影響調査は要件化支援事業者にて対応します。本案件で対応する影響調査はソフトウェアのバージョンアップ等の動作保証を想定しているため、現状の記載内容で問題ないと考えています。 なお、過去仕様は契約締結後から履行期間開始日までの間に引継ぎを行う予定です。
10	別添1 要件定義書	P50	4.17.8(2)	提案	(2)問合せ対応について、以下の作業が発生すると認識しておりますが相違ないでしょうか。 相違なければ以下の要件を記載いただけますでしょうか。 ・問合せ内容によりプログラムソースの調査を実施する。 ・適宜別ベンダ(フロント機能の受託者や年金給付システムの受託者)と調整し回答を行う。	左記について、ご認識のとおりです。 1点目については、要件定義書 4.17.8(2)を修正します。 2点目については、接続先システム(ねんきんネットフロントシステム)とスケジュール等を調整した上で回答する場合がありますが、現状の記載内容で問題ないと考えています。
11	別添1 要件定義書 別紙6	-	-	要望	RFIではねんきんネットフロントシステムの粒度で性能要件が記載されておりますが、額試算・未確認記録検索システムの記載粒度に合わせて変更をお願いしたく存じます。	左記について、修正します。

項番	仕様書の該当箇所			区分 ※	意見等内容	回答
	資料	頁	章番号等			
12	別添1 要件定義書 別紙9	-	-	要望	項番2「障害対応」について、予定回数の増加を提案いたします。今後予定されている制度改革に伴う大規模開発はリスクや影響範囲が不透明であり、障害想定を「1回」とした場合、複数回の障害発生時に迅速な復旧対応ができず、システム稼働に重大な支障をきたす恐れがあるため、回数の見直しをお願いいたします。	左記について、障害対応の回数は過去の実績等を踏まえた回数を設定しています。
13	別添1 要件定義書 別紙11	-	-	要望	項番2と項番6の間の項番が削除されておりますので、ご確認の程よろしくをお願いいたします。	左記について、修正します。
14	別添1 要件定義書 別紙11	-	-	要望	項番6の検証作業について、以下の作業が発生すると認識しておりますが相違ないでしょうか。 相違なければ以下の要件を「作業内容」の項目へ記載いただけますでしょうか。 ・年金給付システム等他システムと連携した計画の立案、検証方法を確立させるための類似環境を受託者にて準備し、作業を行う。	左記について、アプリケーション保守事業者にて類似環境を準備することは、本案件の役割に含まれていないため、作業内容は現状の記載内容で問題ないと考えています。
15	別添1 要件定義書 別紙11	-	-	要望	項番6「検証作業」につきまして、「作業項目」にはフロントシステムのテスト支援と記載されておりますが、「作業詳細」「主な作業内容」には「稼働後検証」の作業内容が記載されていると存じます。 また、テスト支援としてフロントシステムのみが対象とされていますが、ホストシステムのテスト支援も対応が必要と考えております。	左記について、作業内容は稼働後検証ではなく、稼働前のテスト支援を想定しているため、作業項目、作業詳細を修正します。なお、ホストシステムのテスト支援対応は想定していません。